日刊 動労千葉
81.12.4
No.912
国鉄千葉動力車労働組合
千葉市要町二一一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五～六・（公衆）〇四七二（22）七二〇七

三里塚・ジェット闘争貫徹！「国鉄35万人体制」粉砕！

4名の不当解雇をとりけせ！

——81・3闘争　民事裁判はじまる！——

81・3決戦ストが切りひらいた地平うちかため
解雇無効裁判闘争勝利へ前進しよう！

十二月二日十時より、千葉地裁四〇一号法廷において、「八一・三闘争」を理由とする国鉄当局の水野副委員長以下四名への解雇という政治的報復処分に対する「解雇無効請求」第一回公判がひらかれました。不当解雇された四名を代表して意見陳述に立った水野副委員長は冒頭国鉄当局が動労千葉の「八一・三闘争に対し、公労法一七条を適用して不当解雇をおこなってきたことを満腔の怒りをこめて弾劾しました。

この間の政府・空港公団の三里塚農民を無視した空港建設の強行、卑劣な農地強奪や買収工作、あるいは機動隊を導入しての凶暴な弾圧、これらを通しての強行開港に対して、その不法不当を許さず農業に生きるために不屈に闘う三里塚農民の姿に胸うたれ、労農連帯の立場を堅持して反対同盟農民と手をたずさえて闘ってきたことの正義性を強く訴えました。特に、第一に「ジェット燃料の三年間の暫定貨車輸送」という閣議決定すら政府自らが一方的に破って二年十ヶ月期限延長を強行したことは、絶対に許せないこと、第二に、動労千葉の「八一・三闘争」が三里塚農民とのともに危険な貨車輸送に対して合理化反対、運転保安確立を目ざす闘いであることを当局が無視し、一方的に強行実施したこと、第三に当局は、団体交渉による解決の努力すら一切放棄してスト破り要員を導入して燃料輸送を強行したこと、さらに秋山千鉄局長が動労「本部」にわざわざ出向いて動労「本部」と一体となって動労千葉破壊を策動したこと、従って「八一・三闘争」は秋山差別労政に対する抗議の闘いとしても位置づけられたことを強く訴えました。

発言制限！傍聴者に退廷命令！
許せぬ松野裁判長の訴訟指揮

しかし驚くべきことに、松野裁判長は、この全く正当な水野副委員長の意見陳述に対してわざわざ「事件の関係について五分位にまとめよ！」「直接関連のないことは言うな」と発言制限を行ない、また傍聴者には、「声を出したり、拍手などはするな」という強権的な態度に出てきたのです。しかも、意見陳述において、水野副委員長が理路整然と「八一・三闘争」に到る経過、当局の対応の不当性について暴露していったことに対し、傍聴席の一組合員が軽くうなずいたところ、突然松野裁判長は、「誰だ！いま声を出したのは!!」「手をあげろ」と高圧的な態度をむき出しにして組合員一名を退廷にするという暴挙をおこなったのだ。これは傍聴席の他の組合員にも聞こえるか聞こえない程度であり、注意すればすむはずのものにもかかわらず、いきなり退廷を強行するという訴訟指揮のなかに、その反動的姿勢を見ぬかねばなりません。

このように、今回の解雇無効請求裁判はけっして楽観を許さない情勢ですが、われわれは、今日の右翼労戦「統一」による総評労働運動の分裂・解体攻撃をうち破り、日本労働運動の戦闘的再生をかちとるためにも、歴史的な「八一・三闘争」を闘いぬいた国鉄労働者の矜持にかけて裁判闘争に勝利しなければなりません。

公判終了後、弁護団と各支部動員者は、総括集会で、弁護団を代表して菅野弁護士より「今後の裁判闘争を、公労法一七条は違憲との視点に立脚した方向で大胆に取り組んでゆかなければならない。弁護団は全力で闘っていく」との提起と決意をうけオ一回公判闘争を終了しました。

12.10「6・12事件」デッチ上げ告訴粉砕
オ二回公判闘争　千葉地裁

全組合員・家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉砕せよ！